

東日本大震災津波伝承館  
令和 5 年度企画展示制作業務委託

業 務 仕 様 書

令 和 5 年 2 月

岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示制作業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

(1) 名称

東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示制作業務委託

(2) 目的

常設展示を補完し、東日本大震災津波の事実と教訓や被災地の復興、防災・減災文化の醸成等について効果的な学びの場を提供するための企画展示に供する展示物を制作する。

(3) 内容

東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示の制作に関する業務一式（企画構成、取材、原稿作成、デザイン、印刷等）

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

## 2 業務内容（仕様）

(1) 業務内容

東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示の制作に関する次の事項

ア 企画構成

- ・原則として、別記(1)に提示する展示テーマに基づくものとする。
- ・東日本大震災津波伝承館ゾーン4（地域情報スペース）におけるパネル展示を基本とし、「みんなで復興を考えるテーブル」を活用するものとする。
- ・上記を踏まえた受託者の提案に基づき、県との協議を経て実施するものとする。

イ 取材

ウ 原稿作成

エ デザイン、割付、校正、その他編集、印刷等

オ 制作物の納品

カ 制作物の原稿等の電子ファイル（PDF等）の納品

キ その他必要な事項

- ・本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- ・専門的な内容については、必要に応じて有識者の監修を受けること。
- ・制作物の展示等は県が行うが、必要に応じて受託者が補助すること。
- ・県で準備可能な仮設パネル等は別記(2)のとおりであり、その他に必要な演示具等がある場合は受託者が準備すること。

(2) 制作内容

ア 制作回数 4回(企画展示第1回～第4回)

イ 制作物の規格・材質・数量等(1回あたり)

(7) 展示物A

- ・仮設パネル(別記(2)) W1200×H2100mm×4枚(最大 W4800×H2100mm) または W900×H2100mm×5枚に展示可能な仕様とすること。
- ・規格・材質・数量等は提案による。
- ・再展示の可能性等を考慮し、3か月程度の展示に耐える強度とすること。
- ・展示方法を併せて示すこと。

【参考(令和4年度実績)】

W900×H2100mm・厚手合成紙+マットコート・6点(うち2点は同意匠2枚)

※別記(2)フラットパネル90(クロス仕様)を5枚使用

(4) 展示物B

- ・ゾーン4「みんなで復興を考えるテーブル」(岩手県地図/W2690×H1470mm)上に展示可能な仕様とすること。
- ・規格・材質・数量等は提案による。
- ・再展示の可能性等を考慮し、3か月程度の展示に耐える強度とすること。
- ・展示方法を併せて示すこと。

【参考(令和4年度実績)】

A3・マットコート紙+スチレンボード(3mm)・5点程度(自立式)

(ウ) 解説リーフレット(無償配布)

- ・A3・両面カラー・1,500部以上を基本とし、企画内容に応じて変更可とする。
- ・紙質・折等は提案による。

【参考(令和4年度実績)】

仕上A5判/田四ツ折/展開A3判・マットコート紙・90kg・両面カラー・1500部

(エ) 会場看板

- ・1点
- ・規格・材質等は提案による。
- ・設置方法を併せて示すこと。

【参考(令和4年度実績)】

W450×H1200mm・厚手マットコート紙・片面カラー・2枚

※別記(2)フロアスタンドを使用

(3) 納期及び納品

ア 納期

別に定める。(別記(1)の各展示期間の前日まで)

イ 納品場所

東日本大震災津波伝承館(岩手県陸前高田市気仙町字土手影180番地)

(4) その他詳細については、委託者と受託者で検討・協議して定める。

### 3 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先、(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して報告しなければならない。

#### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

#### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者で協議の上、定める。

#### (4) 第三者の著作権やプライバシー権の侵害等に関する保証

受託者は、県に対し、制作する企画展示が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。万一、制作する企画展示に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用し、または第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

#### (7) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から 5 年間保存すること。

#### (8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

## 別記(1) 東日本大震災津波伝承館 令和5年度企画展示計画

※いずれも現時点での予定であり、変更がありうるものであること。

<p><b>第1回</b> (第1四半期中 の1か月程度)</p>	<p><b>ゾーン1「歴史をひもとく」</b>に関する展示テーマとする。 ～ゾーン解説～ 私たち人間に恵みをもたらす美しく豊かな海は、時に想像を超える津波災害を引き起こします。2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災津波により、私たちはその脅威を目の当たりにしました。 しかし、私たちは、津波についてどれだけ知っているのでしょうか? 日本、中でも三陸地域が、どれだけその脅威に立ち向かい続けてきたかについても……。 ゾーン1では、津波災害を歴史的・科学的視点からひもときます。古来、育まれてきた知恵や技術、文化を見つめなおし、自然とともに暮らすということについて改めて考えてみたいと思います。</p>
<p><b>第2回</b> (9月1日(防災の日)又は9月22日(伝承館開館日)を軸に1か月程度)</p>	<p><b>ゾーン2「事実を知る」</b>に関する展示テーマとする。 ～ゾーン解説～ 多くの尊い命を一瞬のうちに奪い去った東日本大震災津波。 家や街並み、そこに刻まれた思い出までも根こそぎ押し流してしまった津波の脅威。津波によって“被災する”とは、一体どのようなことなのでしょう? 命が失われることとは。日常が失われることとは。そして残された者の悲しみとは……。 ゾーン2では、被災した実際の物、被災現場をとらえた写真、被災者の声、記録などを通して東日本大震災津波の事実を見つめたいと思います。</p>
<p><b>第3回</b> (第3四半期中 の1か月程度)</p>	<p><b>ゾーン3「教訓を学ぶ」</b>に関する展示テーマとする。 ～ゾーン解説～ 東日本大震災津波が起きたその時、人々はどのようにこの大災害に向き合ったのでしょうか。一人ひとりがどう行動したのでしょうか。 地震や津波はくり返し起こります。私たちは、この大災害から教訓を学び、伝え続けていかなければなりません。 ゾーン3では、逃げる、助ける、支えるなど、人々の行動をひもとくことで、命を守るための教訓を共有していきたいと思います。</p>
<p><b>第4回</b> (3月11日(東日本大震災津波を語り継ぐ日)を軸に1か月程度)</p>	<p><b>ゾーン4「復興を共に進める」</b>に関する展示テーマとする。 ～ゾーン解説～ 東日本大震災津波以後、国内外から多くのご支援をいただいています。 ゾーン4では、ご支援に対する感謝とともに、東日本大震災津波を乗り越えて前へと進んでいく被災地の姿を伝えていきます。 自然災害はいつ起こるかわかりません。身近なことと受け止めていただき、自然災害に強い未来を共に創っていければと思います。</p>

【参考】令和4年度の展示実績

第1回 (6/18~7/18) 碑文が語る三陸の地震津波



第2回 (9/17~10/16) 事実と教訓を未来につなぐ



第3回 (12/10~1/9) 岩手県の避難所



第4回 (2/25~3/26 予定) いわて三陸沿岸のいま 2022

## 別記(2) 東日本大震災津波伝承館所有展示用品等

- ・ 仮設パネル (タキヤ製 NT-FMP-90W、NT-FMP-120W)
  - フラットパネル 90 (クロス仕様) W 900×H2100mm 6 枚
  - フラットパネル 90 (特注ホワイトボード仕様) W 900×H2100mm 8 枚
  - フラットパネル 120 (クロス仕様) W1200×H2100mm 4 枚
- ・ 仮設パネル用フック・ワイヤー (タキヤ製)
  - ミニDハンガーセット φ1.2×1.0M 72セット
- ・ フリースタンド (アスカ製フリースタンドMサイズ 型番 DB522) 12 点
  - H160×W120×D105mm
- ・ フロアスタンド (ストア・エクスプレス製 スライド式 型番 6350-1068) 1 点
  - H1600×W600×D360mm
- ・ スポットライト LED (タキヤ製) 18 点
  - 材 質 : アルミ、スチール焼付塗装ホワイト
  - サイズ : W500 x D80 x H110mm (パネル対応幅 30~36mm)
  - 色温度 : 3000K